東松島市社協生活復興支援センター設置規程

（平成23年　8月11日　規程第15号）
改　正
平成23年12月12日　規程第21号
平成24年　3月28日　規程第　7号
平成25年　3月28日　規程第　3号

（設置）

第１条　東日本大震災により被災した市民の日常生活の復興を支援するため、社会福祉法人東松島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に東松島市社協生活復興支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名　　称	位　　置
東松島市社協生活復興支援センター	東松島市矢本字大溜９番１ （中央被災者サポートセンター内）

２　前項に定めるもののほか、応急仮設住宅が所在する地域に次の生活復興支援センター（以下「地域センター」という。）を設置する。

名　　称	位　　置
矢本東生活復興支援センター	矢本運動公園内 （矢本東被災者サポートセンター内）
矢本西生活復興支援センター	大塩グリーンタウン内 （矢本西被災者サポートセンター内）
鳴瀬生活復興支援センター	ひびき工業団地内 （鳴瀬被災者サポートセンター内）

（事業）

第３条　センター及び地域センターは第１条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）　東松島市被災者サポートセンターの運営に関し受託した業務
（２）　災害ボランティアのコーディネート
（３）　被災者の生活福祉資金の相談・貸付業務
（４）　その他、被災者の自立支援のために必要とする事業

（開設時間及び休日）

第４条　センター及び地域センターの開設時間及び休日は次のとおりとする。

開設時間　午前８時３０分～午後５時１５分まで
休　　日　土曜日、日曜日、国民の祝日、年末、年始（１２月２９日から１月３日まで）

２　前項の規定にかかわらず、所長が必要と認めたときは、開設時間及び休日を変更することができる。

（管理運営等）

第５条　センターに所長及び副所長、その他の職員を置き、本会会長が任命する。

２　所長は地域福祉課長をもって充てる。

（職名及び職務内容）

第６条　センター及び地域センターの運営に関する職員の職及び主な職務内容は、別表のとおりとする。

（庶務）

第７条　センターの庶務は地域福祉課において処理する。ただし、人事・経理等の総括的業務は、本会総務課において処理する。

（補則）

第８条　この規程に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は本会会長が別に定める。

附　則

この規程は平成２３年８月１３日から施行する。

附　則（平成２３年東松島市社協規程第２１号）

この規程は平成２３年１２月１３日から施行する。

附　則（平成２４年東松島市社協規程第７号）

この規程は平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年東松島市社協規程第３号）

この規程は平成２５年４月１日から施行する。

別表

職　　名	主な職務内容
所長	センター業務を掌理し、職員を指揮監督する。
副所長	所長の命を受け、所長の職務を補佐し、被災者支援活動計画の策定及び進行管理に従事する。
統括責任者	所長の命を受け、センター及び地域センターの業務を掌理し、所属職員の指揮監督並びに市及び関係機関との連絡調整
コミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)	①地域の福祉課題の把握 ②個別支援及び地域支援活動の企画 ③関係機関との連絡調整
プロジェクトリーダー	①特別支援プロジェクトの企画・実施 ②支援計画の企画立案 ③ボランティア団体との協働支援活動
プロジェクトスタッフ	①特別支援プロジェクトの実施 ②支援業務の実施 ③ボランティア団体との協働支援活動
ボランティアコーディネーター	①ボランティアのコーディネート ②支援業務の実施 ③ボランティア団体との協働支援活動
生活復興支援員（県社協派遣）	所長の命を受け、本会が企画する生活復興支援業務に従事する。
地域センター所長	地域センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督し、下記の業務に従事する。 ①地域センターの統括 ②法律問題等、その他解決困難な相談業務への対応 ③地域で活動するボランティアのコーディネート
生活支援相談員(LSA)	上司の命を受け、次の業務に従事する。 ①個別相談への対応、市の全戸調査を基にした訪問調査 ②訪問支援員のコーディネート。 ③中央サポートセンターや関係機関との連携・連絡調整。
訪問支援員	上司の命を受け、次の業務に従事する。 ①個別訪問し、個別課題の調査・把握 ②把握した個別課題を生活支援相談員に報告

【1-6　東松島市社協生活復興支援センター設置規程】

事務職員	上司の命を受け、次の業務に従事する。 ①センターでの庶務 ②地域センターの活動スケジュールの作成 ③訪問支援記録の管理(地域センター) ④ミニコミ誌等の発行
業務員	上司の命を受け、次の業務に従事する。 ①活動資材の管理、施設の営繕管理 ②自動車の運転・配車 ③支援物資の運搬管理 ④センター間の連絡 ⑤その他施設・設備等の管理
看護職員	上司の命を受け、次の業務に従事する。 ①生活不活発病予防業務に従事する。 ②サロン活動の企画実施
サロン活動スタッフ	上司の命を受け、サロン活動業務に従事する。